

受験上の配慮案内

障がい等のある方への配慮案内

■ 目次

申請から出願までの主な流れ	1
申請に必要な書類	2
申請書の記入	2
出願	2
その他	2
配慮事項一覧	3
配慮内容	4
【ア】視覚に関する配慮事項	4
【イ】聴覚に関する配慮事項	4
【ウ】肢体不自由に関する配慮事項	5
【エ】病弱に関する配慮事項	5
【オ】発達障がいに関する配慮事項	6
【カ】その他の配慮事項（【ア】～【オ】以外の者）	6
文字解答	6
チェック解答	6
拡大文字問題冊子／拡大文字記入用紙	7
出願後の不慮の事故等による受験上の配慮	7
キャンパスマップ	8
＊ 受験上の配慮申請書	
＊ 申請用封筒	

■ 申請から出願までの主な流れ

受験上の配慮を希望する場合は、本冊子で配慮の内容、申請書の記入ならびに必要な書類等を確認した上で、申請してください。

希望する配慮によっては配慮内容を決定するまでに時間がかかる場合もあるため、配慮を希望する際は、**出願登録を行う前に申請**してください。

申請に基づき、個々の症状や状態等（申請の内容により面談を行う場合があります）を総合的に審査した上で、配慮内容を決定し「受験上の配慮決定通知書」をもって通知します。

- * 本学以外の学外会場では対応できない場合があります。

配慮を希望する連絡・相談 （出願登録の前）

- * 「受験上の配慮」が必要であると思われる場合、出願登録を行う前に入試広報課にご連絡ください（電話もしくは入試広報課にお越しください）。
- * 入試広報課から「**受験上の配慮案内**」を郵送（配付）します。



「受験上の配慮申請書」の提出

- * 「受験上の配慮案内」の内容を読み、申請する場合は、同封の「**受験上の配慮申請書**」を入試広報課に提出（郵送）してください（詳しくは2ページ「**■ 申請書の記入**」を参照）。
 - 「受験上の配慮申請書」のほかに「医師の診断書」などの提出が必要です（詳しくは2ページ「**■ 申請に必要な書類**」を参照）。



面 談（適宜）

- * 配慮の内容によっては、入学後の支援を含めた内容の面談を適宜行います。
面談の時期は、志願者と協議の上、定めるものとします。
- * 面談については、入学試験を担当する入試広報課のほか、入学後に関連する次の部署が行います。
 - 障がい学生支援室：修学支援に関する総合窓口
 - 教務事務室教務課：授業・試験など入学後の学修に関する窓口
 - 学生課：生活面に関する窓口
 - キャリアセンター：卒業後の進路に関する窓口
 - その他、必要に応じ該当する部署



出 願

- * 入試広報課から「**受験上の配慮決定通知書**」を以て通知します。
- * 出願書類を送付する際は、「**受験上の配慮決定通知書**」の**コピーを同封**してください。

○ 個人情報の取り扱い

1. 利用目的

- （1）「受験上の配慮申請書」に記入された個人情報は、入学試験とこれらに付随する業務で利用します。
- （2）入学後の学修ならびに学生生活を過ごすために必要な業務で使用します。

2. 取り扱い方針

申請された個人情報は厳重に取り扱います。また、上記「1.利用目的」以外には一切利用しません。

■ 申請に必要な書類

1. 「受験上の配慮申請書」(別紙添付)。
2. 「医師の診断書(任意の様式)」の本書(現在の体調および必要な措置に関する医師の見解について、具体的に明記されたもの)。
3. 障がい者手帳等を取得している場合は、そのコピー(手帳等に記載の内容では、申請内容が十分に分からない場合があるため、原則として診断書も併せて提出してください)。
4. 障がい等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、追加で書類等の提出を求める場合があります。
5. 大学入学共通テストにおいて「受験上の配慮事項審査結果通知書」を交付されている場合は、そのコピー。

■ 申請書の記入

1. 配慮事項として対象となるのは、「受験上の配慮申請書」(以下、申請書)に記入された事項となります。診断書、障がい者手帳等だけに記載されている事項については、対象とならない場合がありますので、記入漏れがないよう十分に注意してください。
2. 申請書の記入者は、本人、保護者、または担任の教員(学級担任等)等のいずれでも構いませんが、必ず相互に相談ならびに確認の上、記入してください。
3. 黒の油性ボールペンで丁寧に記入してください。
4. 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いてください。
5. 記入後は必ずコピーを取り、原本を提出の上、コピーを保管してください。
6. 提出書類および添付書類に不備がある場合は、不受理または不許可となることがあります。
7. 記入された申請書類一式は、入試広報課に簡易書留で郵送してください。
8. 提出された申請書類一式は、一切返却しません。

■ 出願

1. 「受験上の配慮決定通知書」が到着した後、入学者選抜要項に基づき、所定の期間に出願手続きを行ってください(申請が完了したあとに、出願しないことも可能です)。
2. 出願書類を送付する際は、「受験上の配慮決定通知書」のコピーを同封してください。

■ その他

次の物は、受験上の配慮申請を行う必要はありませんが、条件付きで試験中に使用を許可しますので、試験開始までに監督者に申し出てください。

なお、不正行為防止のため、監督者が点検することがあります。また、使用にかかる時間分の試験時間延長は行いません。

ティッシュペーパー	袋から取り出した状態で机の上に置いておくこと。
帽子	写真照合の際には外すこと。
ハンカチ・ハンドタオル	試験開始前に机の上に置いておくこと。なるべく無地で、文字や地図が印刷されていないもの。
ひざ掛け・座布団	なるべく無地で、文字や地図が印刷されていないもの。
薬・目薬	試験開始前に机の上に置いておくこと。服用・使用の際は拳手の上、監督者立合いのもとで行うこと。
飲料(水分補給)	監督者の許可がない限り鞆の中に入れておくこと。水分補給する際は拳手の上、監督者立合いのもとで行うこと。

○ お問い合わせ先

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 入試広報課

TEL: 06-6381-8434(代表) E-mail: adoffice@ogu.ac.jp

月曜日～土曜日(祝日を除く): 9時00分～17時00分

■ 配慮事項一覧

本学試験における受験上の配慮について、主な配慮事項は次の表のとおりです。これらの配慮事項は、障がい等の種類や程度に関わらず、必要に応じて申請することができます。また、複数の配慮事項を申請することもできます。

配 慮 の 種 別	配 慮 事 項
解答方法や試験時間	マーク式解答用紙の場合にチェック解答（レ・○・×・／等で記入） （状況により試験時間を1.3倍に延長）
	小論文の場合に拡大文字記入用紙（14ポイント）の配付 （状況により試験時間を1.3倍に延長）
	上記の他、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります
面接やプレゼンテーション	補聴器または人工内耳の装用（コードを含む）
	静穏な場所での実施
	筆談による実施
	面接場やプレゼンテーション場入口までの付添者の同伴
試験室や座席	1階またはエレベーターが利用可能な試験室で受験
	トイレまたは車いす対応トイレに近い試験室で受験
	窓側の明るい座席を指定、前(後)列の座席を指定、試験室の出入口に近い座席を指定
	別室の設定（別室：受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって別室を許可された他の受験者と同室になる場合があります）
持参して使用可能なもの	拡大鏡等の持参使用（拡大読書器を含む）
	照明器具の持参使用
	補聴器または人工内耳の装用（コードを含む）
	特製机・椅子の持参使用
	車椅子の持参使用
	杖の持参使用
その他	拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付
	照明器具の試験場側での準備
	注意事項等の文書による伝達
	試験場への乗用車での入構
	試験室入口までの付添者の同伴
	特製机・椅子の試験場側での準備
	「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席の指定など

* 「配慮事項一覧」にない配慮事項を申請する場合は、事前に入試広報課に相談の上、具体的な配慮内容を申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に記入してください。

■ 配慮内容

【ア】～【オ】の区分を参考に、配慮事項及び提出書類等を確認してください（【ア】～【オ】の区分に該当しない場合は、「【力】その他の配慮事項」を参照してください）。

各区分の「配慮する事項」は、代表的な事項の例です。【ア】～【力】の区分にない配慮事項の場合は、申請前に入試広報課に相談の上、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に必要とする配慮事項を記入し、診断書等を提出してください。

【ア】視覚に関する配慮事項

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で 用意されるもの	左記以外で配慮する事項の例
点字による教育を受けて いる者	—	—	—	—	—
両眼の矯正視力がおおむね 0.3未満の者のうち、拡大鏡 等の利用によっても通常の 文字、図形等の視覚による 認識が不可能または著しく 困難な程度の者	文字解答 (注2)	1.3倍に延長	別 室	・ 文字解答用紙 ・ 下書き用紙 (数学のみ)	・ 試験室入口までの付添者 の同伴 ・ 試験場への乗用車での 入構 ・ 拡大文字問題冊子（14 ポイント）の配付 (一般問題冊子も配付) (注3) ・ 小論文の場合、拡大文字 記入用紙（14ポイント） の配付（注3） ・ 拡大鏡等の持参使用 (拡大読書器を含む) ・ 窓側の明るい座席を指定 ・ 照明器具の持参使用また は試験場側での準備
視力以外の視機能障がい (注1)が高度の者のうち、 拡大鏡等の利用によっても 通常の文字、図形等の視覚 による認識が不可能または 著しく困難な程度の者					
上記以外で、解答用紙に記入 (マーク)することが困難な 者		延長なし			
上記以外で視覚に関する 配慮を必要とする者					

（注1）視野狭窄のような視野障がい、明るいところがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応障がい、眼球が自分の意思と関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪（眼振）などが該当します。

（注2）文字解答は、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です（6ページ）。数学においては、下書き用紙も配付します。

（注3）拡大文字問題冊子（14ポイント）ならびに拡大文字記入用紙（14ポイント）については、「拡大文字問題冊子／拡大文字記入用紙」（7ページ）を参照してください。

（注4）配慮事項にない事項（例：「問題冊子本文にチェックを行うため、シールや付箋紙の持参使用」・「明るすぎない試験室」等）を必要とする場合は、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に必要とする配慮事項を記入してください。

（注5）配慮事項にない事項を申請する場合は、事前に入試広報課に相談の上、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に記入してください。

【イ】聴覚に関する配慮事項

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項
両耳の平均聴力レベル（注1）が60デシベル以上の者	・注意事項等の文書による伝達（注2）（両耳の平均聴力レベル（注1）が60デシベル以上の者）
上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	・座席を前列に指定 ・補聴器または人工内耳の装用（注3）

（注1）「両耳の平均聴力レベル」は、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

（注2）注意事項等の文書による伝達は、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注3）FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。

【ウ】肢体不自由に関する配慮事項

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で 用意されるもの	左記以外で配慮する事項の例
体幹の機能障がいにより 座位を保つことができない者または困難な者	チェック解答 (注1)	1.3倍に延長 (注2)または 延長なし	別 室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙	・1階またはエレベーター が利用可能な試験室で 受験
両上肢の機能障がい が著しい者					・洋式トイレまたは車いす 対応トイレに近い試験室 で受験
上記以外で解答用紙に マークすることが困難な 者					・特製机・椅子の持参使用 または試験場側での準備 (注3)
体幹または両上肢の機能 障がい著しい者で、チェ ック解答が不可能な者	—	—	—	—	・車椅子の持参使用
上記以外で肢体不自由に 関する配慮を必要とする 者	—				・杖の持参使用(注4) ・試験室入口までの付添者 の同伴
					・試験場への乗用車での 入構
					・小論文の場合、拡大文字 記入用紙(14ポイント) の配付(注5)

(注1) チェック解答は、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法(レ・○・×・／等で記入)です(6ページ)。数学においては、下書き用紙も配付します。

(注2) 試験時間の延長(1.3倍)を希望する場合は、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「解答時間」欄に記入してください(正規時間が60分の場合は80分・正規時間が80分の場合は105分に延長します)。

(注3) 特製机・椅子の持参使用、特製机・椅子の本学での準備、または車椅子の持参使用を希望する場合は、希望する特製机・椅子や車椅子の規格等を申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に記入してください。

(注4) 杖の持参使用のみを希望する者は、「受験者の上の配慮申請」は必要ですが、医師の診断書は必要ありません。

(注5) 拡大文字記入用紙(14ポイント)については、「拡大文字問題冊子／拡大文字記入用紙」(7ページ)を参照してください。

【エ】病弱に関する配慮事項

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項
慢性の呼吸器疾患、心臓 疾患、腎臓疾患、消化器疾患 等の状態が継続して医療又 は生活規制を必要とする程 度の者又はこれに準ずる者	・1階またはエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・杖の持参使用(注1) ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・別室の設定(注2) ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定

(注1) 杖の持参使用のみを希望する者は、「受験者の上の配慮申請」は必要ですが、医師の診断書は必要ありません。

(注2) 別室については、受験者の症状及び受験方法(試験時間延長の有無等)によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。

なお、特に個室(試験室に受験者1名)を希望する場合は、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に希望する旨と必要とする理由を記入してください。

【オ】発達障がいに関する配慮事項

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項
学習障がい、注意欠乏・多動症（注意欠陥多動性障がい） 自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい等）等のため配慮を必要とする者	・試験時間の延長（1.3倍） ・チェック解答（注1） ・拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般の問題冊子も配付）（注2） ・小論文の場合、拡大文字記入用紙（14ポイント）の配付（注2） ・注意事項等の文書による伝達（注3） ・別室の設定（注4） ・試験室入口までの付添者の同伴

（注1）チェック解答は、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法（し・○・×・／等で記入）です（6ページ）。数学においては、下書き用紙も配付します。

（注2）拡大文字問題冊子（14ポイント）ならびに拡大文字記入用紙（14ポイント）については、「拡大文字問題冊子／拡大文字記入用紙」（7ページ）を参照してください。

（注3）注意事項等の文書による伝達は、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注4）別室については、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。

なお、特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に希望する旨と必要とする理由を記入してください。

【カ】その他の配慮事項（【ア】～【オ】以外の者）

対 象 と な る 者	配 慮 す る 事 項
【ア】～【オ】以外の者で 配慮を必要とする者	・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定（注1）

（注1）別室については、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。

なお、特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は、申請書の「受験上希望する配慮事項」の「その他」欄に希望する旨と必要とする理由を記入してください。

■ 文字解答

文字解答は、一般の解答用紙（マークシート）にマークすることが困難である者を対象として、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する方法です。

■ チェック解答

チェック解答は、一般の解答用紙（マークシート）にマークすることが困難である者を対象として、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする方法（し点を表示するのが難しい場合は、例えば○・×・／など、解答箇所が判読できる表示であればいずれでも構いません）です。

なお、氏名の記入は、漢字、ひらがな、カタカナのいずれでも構いません。

■ 拡大文字問題冊子／拡大文字記入用紙

拡大文字問題冊子は、一般の問題冊子（冊子の大きさはB5判、文字の大きさは11ポイント）では文字等を読み取ることが困難である者を対象として、一般の問題冊子と比べて文字等が拡大（冊子の大きさはB4判、文字の大きさは14ポイント）した問題冊子です（一般の問題冊子も配付します）。また、拡大文字記入用紙は、14ポイントの文字で記入できるサイズに解答用紙（小論文を含む）を拡大した用紙です。

不明な点がある場合は、事前に入試広報課にお問い合わせください。

1. 14ポイント問題冊子

配付する 問題冊子	記載文字の大きさ（ポイント）	印字文字が14ポイント（一般の問題冊子は11ポイント）
	冊子の大きさ	B4判
	とじ込んである問題	一般の問題冊子と同一
	ページ組み	一般の問題冊子と同一 （一般の問題冊子を単純拡大しているため、ページの構成は同一です）
申請の仕方		受験上の配慮申請書で「拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付」を申請

2. 【参考】拡大文字問題冊子（B4判）の文字のイメージ（14ポイント・游明朝体ほか）

大阪学院大学 入試広報課 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 A B C a b c

下線部（ア）について述べている文として**不適当なものを**、次の(1)～(5)のうちから1つ選べ。

【参考】一般の問題冊子（B5判）の文字のイメージ（11ポイント・游明朝体ほか）

大阪学院大学 入試広報課 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 A B C a b c

下線部（ア）について述べている文として**不適当なものを**、次の(1)～(5)のうちから1つ選べ。

■ 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

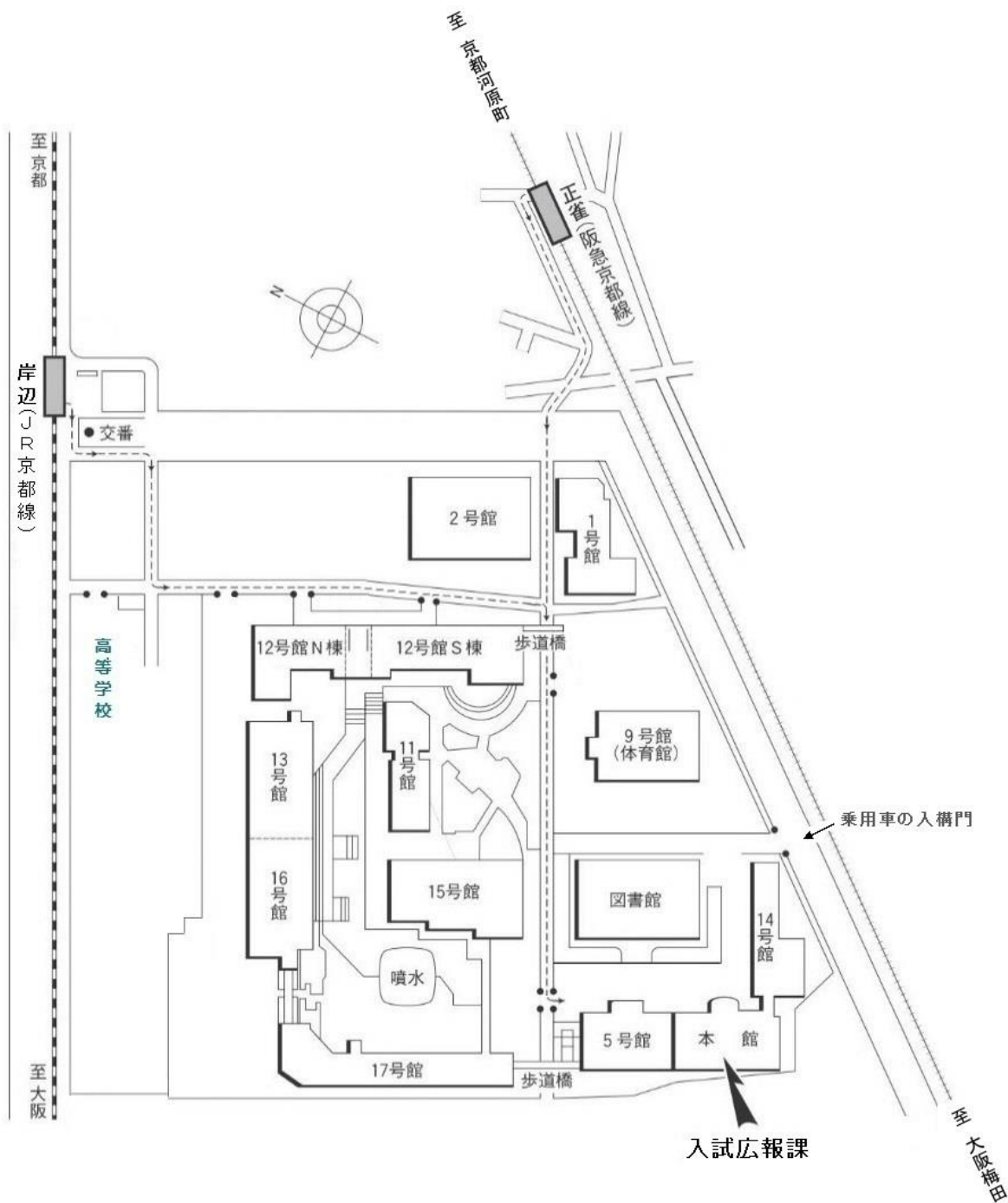
- 出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のため受験上の配慮を希望する者には、申請に基づき審査の上、配慮内容を決定します。
なお、この配慮は、申請する理由が出願後に発生したときに限り行うものです。したがって、出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。
- 不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、入試広報課に志願者または代理人が連絡した上で、試験日までに「医師の診断書（任意の様式）」を持参し、申請してください。
なお、「医師の診断書（任意の様式）」には、発症等の時期及び希望する受験上の配慮内容とその理由を必ず明記してください。
提出された書類を審査の上、配慮内容を決定し、「受験上の配慮決定通知書」により志願者に通知します。「受験上の配慮決定通知書」の記載内容を確認してください。また、障がい等の程度や希望する配慮内容によっては、「医師の診断書」以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。
- 申請が試験直前などで、申請内容への十分な対応ができないと判断された場合には、希望する配慮が行えないこともありますので、不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する必要が生じた場合は、速やかに入試広報課へ連絡してください。

■ キャンパスマップ

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部

大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号

- * JR京都線「岸边」駅南口から徒歩5分
- * 阪急京都線「正雀」駅西口から徒歩5分



大阪学院大学 入試広報課
大阪学院大学短期大学部

〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号 TEL: 06-6381-8434 (代表)